

高校・大学段階の修学支援制度について、児童生徒等が経済的理由により進学を断念することなく、希望する進路選択ができるよう、初等中等教育段階においても、きめ細かに情報提供をいただくようお願いします。

6 文科初第 884 号
令和 6 年 7 月 10 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長
独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 理 事 長
独 立 行 政 法 人 海 技 教 育 機 構 理 事 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省初等中等教育局長
矢 野 和 彦

文部科学省総合教育政策局長
望 月 禎

文部科学省高等教育局長
池 田 貴 城

高等学校等就学支援金制度等及び
高等教育の修学支援新制度の周知について（通知）

文部科学省では、義務教育段階修了後も、家庭の経済状況にかかわらず、すべての意志ある者が安心して教育を受けることができるよう、下記 1 のとおり、高校段階及び大学等の高等教育段階における修学支援策を実施しております。

これらの修学支援制度について、支援の対象でありながら制度を利用していない方が一定程度いる状況にあり、制度の認知が十分でないことも考えられることから、経済的理由によって児童生徒等が進学をあきらめたり、将来の選択肢を狭めたりすることがないように、下記 2 のとおり、高校段階及び高等教育段階のみならず、初等中等教育段階においても、以下の事項も踏まえ、きめ細かに周知をいただくようお願いします。

本件について、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校（高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては、所管の学校等に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては、所轄の学校設置会社に対して、各国公立大学長におかれては、その附属学校に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構理事長におかれては、その設置する学校に対して、独立行政法人海技教育機構理事長におかれては、その設置する海上技術学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して本件を周知くださいますようお願いいたします。

なお、学校の負担軽減を図る視点から、同時期に他の通知等がある場合には、所管の学校に対してまとめて送付いただくなど、教育委員会において必要に応じて対応をご検討いただけますと幸いです。

記

1. 高校段階及び大学等の高等教育段階における修学支援策について

①高校段階における修学支援制度について

高校段階では、教育にかかる経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与することを目的として、高校生等の授業料を支援する「高等学校等就学支援金制度」、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金制度」を実施しています。

このほか、各自治体等においても、国の支援に上乗せする形で地域の実情に応じた独自の支援を実施いただいております。国と自治体の支援が一体となって高校生等の教育費負担の軽減が図られているものと承知しています。

②高等教育段階における修学支援制度について

高等教育段階（大学（学部）・短期大学・高等専門学校・専門学校）では、令和2年度より低所得世帯の学生等を対象として返還不要の給付型奨学金と授業料・入学金の減額・免除を併せて実施する「高等教育の修学支援新制度」を開始しています。令和5年度は34万人に対して支援を実施し、住民税非課税世帯に属する者の大学等への進学率は、制度開始前の平成30年度には約40%と推計されていましたが、令和5年度には約69%となっています。

一方で、中学校2年生及びその保護者への調査によると、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、子供が将来どの段階まで進学するかの希望・展望に関して「大学またはそれ以上」と回答した割合が平均より低く、その背景として、経済的な理由を挙げる者が平均より多い傾向がみられます（内閣府「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」）。また、令和5年度に実施した本制度を利用した学生等へのアンケート結果では、中学校段階で本制度を知りたかったと回答した割合が約2割を占めており、実際に大学等に進学した者からも早期の情報提供を求める声が寄せられていることから、大学等への進学を選択していない生徒も含めた生徒全体で見れば、義務教育段階からの情報提供のニーズは更に大

きいと考えられます。

2. 初等中等教育段階における修学支援制度の周知依頼

こうしたことを踏まえ、生徒等一人一人が、各種支援制度を十分に認識した上で、経済的な理由により進学を断念せず、希望する進路選択ができるよう、下記の観点から、きめ細かな情報提供に努めていただくよう願います。

① 支援を必要とする者に対する丁寧な情報提供

別添資料等を用いて、初等中等教育段階においても、高校段階及び高等教育段階の修学支援制度について、積極的に周知すること。

その際、住民税非課税世帯など経済的な支援を必要とする者、特に、就学援助制度や高校生等奨学給付金制度の受給対象者などに対して、児童生徒等及び保護者の心情やプライバシーにも配慮しながら、丁寧な周知を行うこと。

またこれらの修学支援制度については、入学の時期のみではなく、家計急変が生じた場合等も支援を開始することが可能となっている。特に高校段階の学校においては、通常の申請期間を過ぎていた場合や、家計急変が生じる以前には受給資格が認められなかった場合も含めて、年度の途中であっても申請ができることについて、丁寧に案内をいただきたいこと。

② 教職員等への十分な周知

上記の修学支援制度は、児童生徒等の進路選択にも関わる事項であることから、高校段階及び高等教育段階のみならず、義務教育段階の管理職や進路指導主事、キャリア教育担当者等に対しても、高校・高等教育段階の修学支援制度を十分に周知すること。

また経済的な支援を必要とする児童生徒等やその保護者と関わる機会の多いスクールソーシャルワーカー等に対しても、各種支援制度を十分に周知し、必要に応じて、生徒等や保護者に助言を行うことができるような体制を構築すること。

<参考資料>

別添 1 高校生への2つの支援

別添 2 高等教育の修学支援新制度について

(参考) 政府広報 URL

○高校生等への修学支援 (政府広報オンライン)

<https://www.gov-online.go.jp/article/202404/tv-5289.html>

○大学生等への修学支援 (政府広報オンライン)

<https://www.gov-online.go.jp/article/202404/tv-5303.html>

※高校・大学段階における修学支援制度について、分かりやすく解説した3分程度の動画です。生徒等や保護者、教職員を含め、一般の方々に向けて制度を理解いただけるよう作成した内容となっています。リーフレットや、メールなどにリンクを掲載し、周知にお役立てください。

【本件連絡先】

○高等学校等就学支援金制度及び高校生等奨学給付金制度について
文部科学省初等中等教育局

参事官（高等学校担当）付高校修学支援室

電話番号：03-5253-4111（内線 3578）

○高等教育の修学支援新制度について

文部科学省高等教育局

学生支援課高等教育修学支援室

電話番号：03-5253-4111（内線 3496）

（うち公立大学・短期大学・高等専門学校、
国立・公立・私立専門学校関係）

電話番号：03-5253-4111（内線 3280）

※総合教育政策局生涯学習推進課

専修学校教育振興室内

※各学校からはまず都道府県にお問合せください。

＼高校生の学びを応援します！／

「学びたい」をあきらめないで

返還
不要

みんなに知ってほしい

高校生への2つの支援

大切なお知らせです。
必ず保護者に渡してください。

別添1

1, 2年生を含む中学生の皆さんも、
将来の進路選択に関わるため、保護者の方
と一緒にご確認ください。

① 授業料の支援

高等学校等
就学支援金制度

年収約910万円未満の世帯が対象

学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、
高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など

申込みは、学校へ

入学時の4月・毎年7月など手続きが必要な時期に学校から案内があります。

制度の詳細はこちら



https://www.mext.go.jp/a_menu/s-hotou/mushouka/1342674.htm

② 教科書・学用品などの教育費の支援

高校生等奨学
給付金制度

生活保護世帯、年収約270万円未満（住民税所得割非課税）の世帯が対象

学校種：高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科（特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費」の支援があります）

申込みは、学校またはお住まいの都道府県へ

毎年7月頃に手続きが必要です。

詳しくは学校またはお住まいの都道府県にお問合せください。

新入生は、4～6月に一部早期支給の申請ができます。

（都道府県毎に実施状況が異なります。）

都道府県の
お問合せ先



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

いくらもらえる？

保護者等の年収目安と支給額（令和6年度）

保護者等の年収目安	約270万円未満	約270～590万円	約590～910万円	約910万円以上
①高等学校等就学支援金	国公立：約12万円			
	私立：約40万円		私立：約12万円	
②高校生等奨学給付金	約3～15万円			

両方利用できます！

このほかに都道府県において独自の支援がある場合があります。

「学びたい」をあきらめないで

家計急変した高校生への支援

離職、倒産等による減収などで家計が急変した世帯の方は、
国やお住まいの都道府県の支援が受けられます。

① 授業料の支援

高等学校等就学支援金
家計急変支援制度
※令和5年4月から実施



家計急変事由※が発生し、世帯年収が約590万円
未満相当まで減少した世帯が対象

※負傷・疾病で就労困難、自己の責めに帰することのできない理由
での離職等

学校種：高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校（高等課程）など



問合せ・申込みは、学校へ

年度途中でも 申込が可能です。家計急変支援リーフレットもご参照ください。

家計急変支援
制度サイト



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/01754.html

② 教科書・学用品などの教育費の支援

高校生等奨学
給付金制度



年収約270万円未満相当（住民税所得割非課税相当）になった
世帯が対象

学校種：高等学校等就学支援金の対象校と高校の専攻科（特別支援学校は「特別支援教育就学奨励費」の支援があります）



問合せ・申込みは、
学校またはお住まいの都道府県へ

年度途中でも 申込が可能です。

都道府県のお
問合せ先



https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/detail/1353842.htm

③ 授業料軽減

都道府県独自の
授業料支援



お住まいの都道府県が定める要件に該当する方が対象

※都道府県によって実施状況が異なります。

学校種：高等学校のほか、各都道府県が定める学校種が対象



問合せ・申込みは、学校またはお住まいの都道府県へ

都道府県のお
問合せ先

公立



私立



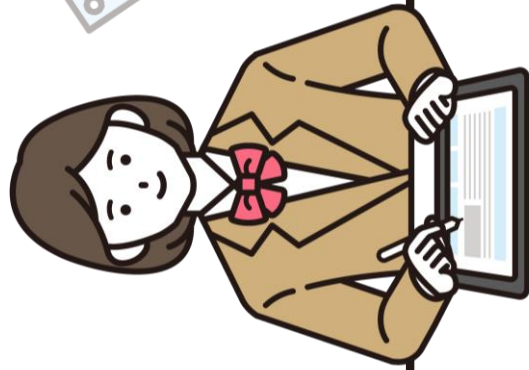
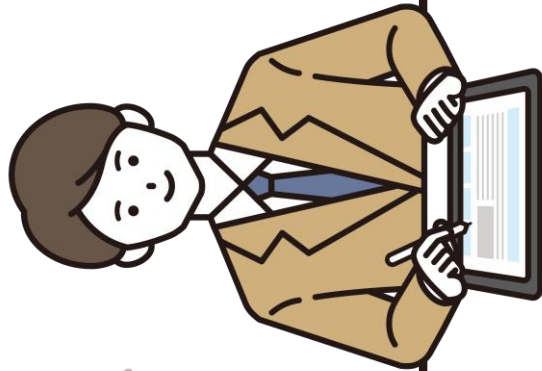
公立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/mext_01240.html

私立

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/mushouka/mext_01241.html

学びを、お金で、 あきらめない。



大学や専門学校などの学びは、高校までよりもお金がかかります。

年間最大約160万円の「返さなくていい奨学金」等の支援が受けられます！

世帯年収や進学先に応じた金額など詳しいことは

「JASSO」や「修学支援」で検索をQ

自分が支援の対象になることを知らない中高生がたくさんいます
身近な方やSNSでの拡散に御協力をお願いいたします。



「返さなくていい奨学金」サイト

